

第4節 悪臭

第1項 調査概要

施設からの悪臭が周辺環境に与える影響を把握するため、調査を実施した。

1 - 1 調査時期

調査は表3 - 4 - 1に示したとおり、春季から冬季にかけて各季1回実施した。

表3 - 4 - 1 調査時期

時季	調査年月日
春季	平成22年4月15日
夏季	平成22年8月3日
秋季	平成22年11月30日
冬季	平成23年1月12日

1 - 2 調査地点

調査地点は図3 - 4 - 1に示した施設敷地境界2地点とした。

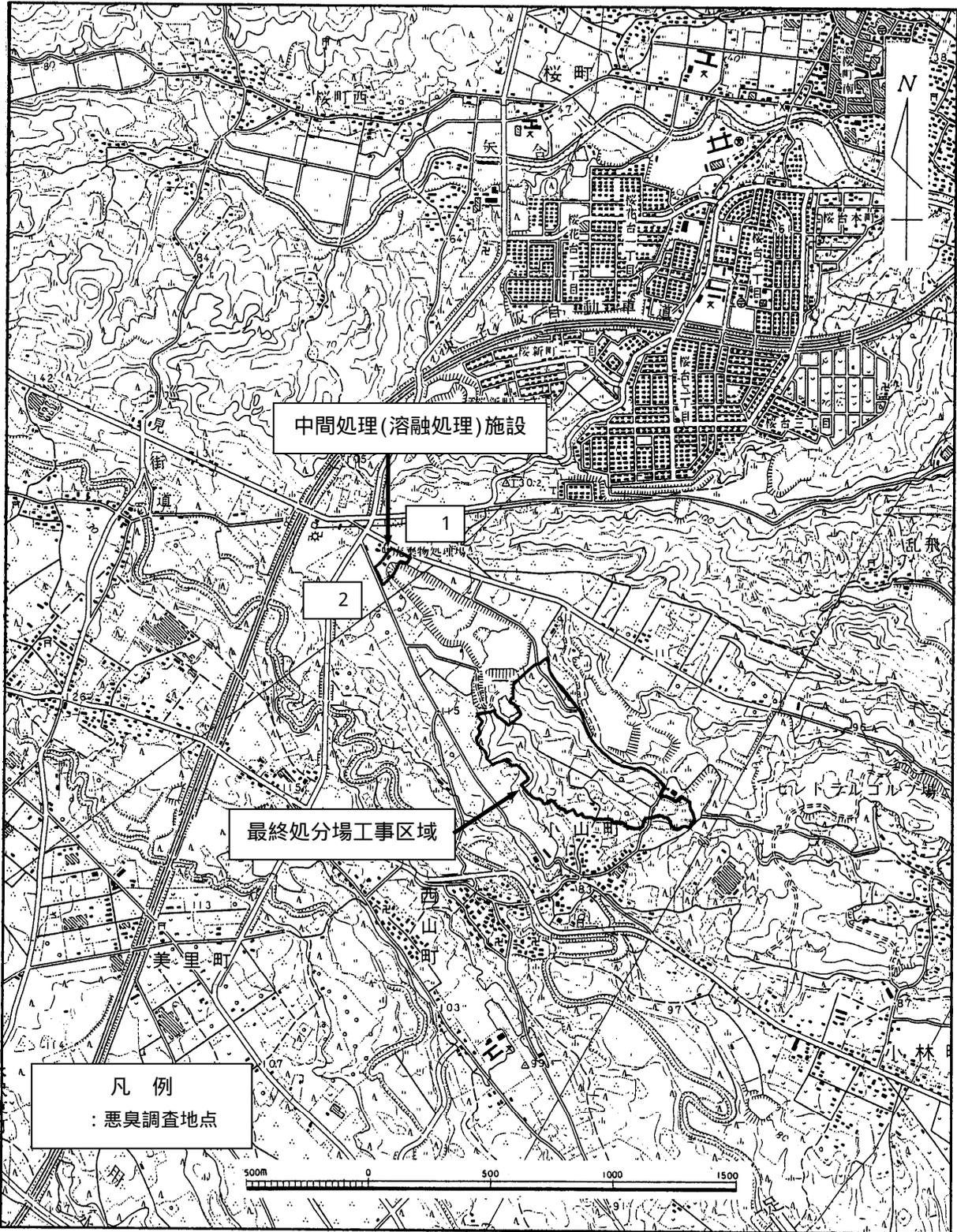


図3-4-1 悪臭調査地点

1 - 3 調査項目及び分析方法

調査項目は悪臭防止法に定める特定悪臭物質（22 物質）、臭気指数及び気象とし、分析方法は表 3 - 4 - 2 に示したとおりである。

表 3 - 4 - 2 調査項目及び分析方法

項 目		分析方法
アンモニア		昭和47年環境庁告示第9号別表第1
メチルメルカプタン 硫化水素 硫化メチル 二硫化メチル		昭和47年環境庁告示第9号別表第2
トリメチルアミン		昭和47年環境庁告示第9号別表第3
アセトアルデヒド プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルパレルアルデヒド イソパレルアルデヒド		昭和47年環境庁告示第9号別表第4の1
イソブタノール		昭和47年環境庁告示第9号別表第5
酢酸エチル メチルイソブチルケトン		昭和47年環境庁告示第9号別表第6の2
トルエン スチレン キシレン		昭和47年環境庁告示第9号別表第7の2
プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸		昭和47年環境庁告示第9号別表第8
臭気指数		平成7年環境庁告示第63号
気 象	風 向	ビラム型風向風速計
	風 速	
	気 温	アスマン通風乾湿計
	湿 度	

第2項 調査結果

調査結果は表3 - 4 - 3 に示したとおり、各季とも全ての調査地点でアンモニアをはじめとする悪臭防止法に定める特定悪臭物質は検出されなかった。

また、人の嗅覚により試験を行う臭気指数についても、各季とも全ての調査地点で10未満であった。

表3 - 4 - 3 (1) 悪臭調査結果 (春季・夏季)

項目	単位	春季		夏季		排出規制基準
		1	2	1	2	
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
メチルカドミウム	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009以下
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
アセトアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
ブチルオキシアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
ルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009以下
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ルマルバルブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009以下
イソバルブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003以下
イソブチロール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	0.9以下
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3以下
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	10以下
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03以下
ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001以下
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009以下
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001以下
臭気指数		<10	<10	<10	<10	
気象	天候		曇		晴	
	気温		10.6		34.4	
	湿度	%	45		42	
	風向		NNW		SSE	
	風速	m/s	3.5		2.0	

:「排出規制基準」は悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準(平成10年7月10日三重県告示第323号)

表 3 - 4 - 3 (2) 悪臭調査結果 (秋季・冬季)

項目	単位	秋季		冬季		排出規制基準
		1	2	1	2	
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
メチルカドミウム	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009 以下
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下
アセトアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
ブチルオキシアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009 以下
イソヘキシルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003 以下
イソブチロール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	0.9 以下
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3 以下
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	10 以下
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下
ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下
臭気指数		<10	<10	<10	<10	
気象	天候	晴		晴		
	気温	16.4		12.6		
	湿度	26		20		
	風向	SW		N		
	風速	m/s		2.0		2.5

:「排出規制基準」は悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準(平成10年7月10日三重県告示第323号)